

令和5年度宮津市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は、京都府の北西部に位置し、市の総面積 172.74 km²のうち水田面積は約 500ha で、約 3.0%を占めている。

農家の経営の中心は水稻であるが、大部分の農家集落が中山間地域にあり経営規模が小さく、少量多品種生産が特徴であることから、水稻以外の作物についてはより収益性の高い作物の生産を増やしていく必要がある。

また、農家の高齢化も進んでおり、集落営農組織などの担い手の育成確保が重要な課題となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

適地適作を基本として、特産物であるやまのいも、花き類、加工用米「京の輝き」等の高収益作物の生産を推進する。特にやまのいも、九条ねぎについては、京のブランド产品として更なる付加価値の向上に向け安定生産・規模拡大を進める。京都府のオリジナル品種である醸造用掛け米「京の輝き」については、酒造業界の要望量充足のため、集落営農組織等を中心に生産面積の拡大に取り組むとともに、コメ新市場開拓等促進事業（旧水田リノベーション事業）を活用し、低コスト生産の普及を図る。

また、地域計画の実質化を推進する中で、担い手の育成とともに農地の集積・集約を進め、効率的な生産体制を構築することで収益力の強化を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本市が推進する種苗類や施設花き等は、水稻を組み入れない作付体系が定着しており、今後も水稻が作付される見込みがないことから、畠地化促進事業等を活用し、水田を畠地化して、高収益作物等の本作化に取り組む農家を支援する。一方、やまのいもやしょうがなど水稻との輪作が推奨される品目については、水稻とのローテーションを推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

需要動向を踏まえつつ、過去に特A評価を10回以上受けてきた「丹後産コシヒカリ」の生産を行うとともに、こだわりのある特別栽培米の作付を拡大するなど、付加価値の高い米作りを推進する。

また、市内の事業者や学校給食等での利用を増やすなど、地産地消を推進することにより、販路の拡大と多様化を図る。

水稻採種については、京都府内のコシヒカリ生産を支える種子の主要産地であり、引き続き生産を維持していく。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、転換作物のひとつとして飼料用米の取組を推進する。また飼料用米の生産拡大にあたっては国からの産地交付金を活用する。

イ 米粉用米

地元実需者を中心に出荷し、生産の拡大を図っていくこととする。

ウ 新市場開拓用米

国が進める「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト構想」に基づき、府の産地交付金を活用して、米の輸出に戦略的に取り組む生産者を支援する。

エ 加工用米

京都府のオリジナル品種である醸造用掛け米「京の輝き」を中心に、産地交付金を活用しながら生産の拡大を図る。

(3) 大豆、飼料作物

大豆については、直売所での販売や加工用原材料としての活用を図る。飼料作物については、地元の畜産農家への出荷を中心に、栽培面積を確保する。

(4) そば、なたね

直売所での販売や地元需要者への出荷を中心に現行の栽培面積を維持する。

(5) 地力増進作物

持続的な生産向上に向けて、緑肥作物による地力増進を図る。

(6) 高収益作物

特に「やまのいも」、「九条ねぎ」、「宮津太ねぎ」、「しょうが」、「コギク」、「ストック」、「トルコギキョウ」、「ヒオウギ」、「種苗類」を重点品目として拡大する。

(7) 畑地化

重点品目の「ストック」、「トルコギキョウ」、「種苗類」や推進品目の「トマト」「なす」「きゅうり」など、施設栽培で水稻を組み入れない作付体系が定着しており、今後も水稻が作付される見込みがない品目を中心に畠地化を推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	305.5	0.0	304.0	0.0	304.0	0.0
飼料用米	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
米粉用米	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
加工用米	5.5	0.0	6.0	0.0	7.7	0.0
大豆	1.7	0.0	1.6	0.0	1.8	0.0
飼料作物	1.3	0.0	1.2	0.0	1.6	0.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	0.8	0.0	0.9	0.0	0.9	0.0
地力増進作物	0.3	0.0	0.4	0.0	0.5	0.0
高収益作物	59.5	2.7	59.3	2.2	60.6	2.2
・野菜	38.5	2.1	39.4	1.4	39.7	1.4
・花き・花木	2.6	0.4	3.1	0.1	3.3	0.1
・果樹	13.9	0.0	12.8	0.0	12.9	0.0
・その他の高収益作物	4.5	0.2	4.0	0.7	4.8	0.7
畠地化	-	-	3.7	-	3.7	-

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1、2	やまのいも、九条ねぎ、宮津太ねぎ、しょうが、コギク、ストック、トルコギキョウ、ヒオウギ、種苗類【基幹作】【二毛作】	産地づくり奨励助成	作付面積の拡大	(令和4年度) 629a	(令和5年度) 726a
3、4	トマト、ナス、きゅうり、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ、にんにく、しょうが、ごぼう、落花生、レタス、ほうれん草、だいこん、はくさい、こまつな、いちご、小豆、オリーブ、醸造用ぶどう、さといも、かぼちゃ、しそ、かんしょ【基幹作】【二毛作】	産地づくり奨励助成	作付面積の拡大	(令和4年度) 875a	(令和5年度) 944a
5、6	整理番号1～4の対象作物【基幹作】【二毛作】	担い手への作付加算	作付面積の拡大	(令和4年度) 1,202a	(令和5年度) 1,288a
7	イネ科（エンバク、ライムギ、ライコムギ、小麦、イタリアンライグラス、ソルガム、スードングラス、トウモロコシ、ギニアグラス、ヒエ）、マメ科（ヘアリーベッチ、レンゲ、クリムソンクローバ、アカクローバ、クロタラリア、セスパニア、エビスグサ）、キク科（ヒマワリ、マリーゴールド）、アブラナ科（シロガラシ、ナタネ、カラシナ（チャガラシ）、ハゼリソウ科（ハゼリソウ）	地力増進作物推進助成	作付面積の拡大	(令和4年度) 28a	(令和5年度) 40a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:京都府

協議会名:宮津市地域農業再生協議会

新様式(公表用)

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	産地づくり奨励助成	1	36,000	やまのいも、九条ねぎ、宮津太ねぎ、しょうが、コギク、ストック、トルコギキョウ、ヒオウギ、種苗類	○助成対象者 ・助成対象作物を出荷・販売する目的で生産する農業者 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田
2	産地づくり奨励助成(二毛作)	2	36,000	同上	同上
3	産地づくり奨励助成	1	15,000	トマト、ナス、きゅうり、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ、にんにく、ごぼう、落花生、レタス、ほうれん草、だいこん、はくさい、こまつな、いちご、小豆、オリーブ、醸造用ぶどう、さといも、かぼちゃ、しそ、かんしょ	○助成対象者 ・助成対象作物を出荷・販売する目的で生産する農業者 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○対象とする果樹について ・新植から3年は交付金対象とする
4	産地づくり奨励助成(二毛作)	2	15,000	同上	同上
5	担い手への作付加算	1	12,000	整理番号1～4の対象作物	○助成対象者 ・認定農業者(地域認定農業者)、認定新規就農者、地域計画に位置づけられた地域の中心となる経営体及び水田収益力強化ビジョンにおける担い手のうち、対象作物を出荷・販売目的で生産する者を助成対象とする。 ・作付け面積に応じて支援 ・果樹については、新植から3年は交付金対象とする。
6	担い手への作付加算(二毛作)	2	12,000	同上	同上
7	地力増進作物推進助成	1	上限 20,000	イネ科（エンバク、ライムギ、ライコムギ、小麦、イタリアンライグラス、ソルガム、スダングラス、トウモロコシ、ギニアグラス、ヒエ）、マメ科（ヘアリーベッヂ、レンゲ、クリムソンクローバー、アカクローバー、クロタラリア、セスピニア、エビスグサ）、キク科（ヒマワリ、マリーゴールド）、アブラナ科（シロガラシ、ナタネ、カラシナ（チャガラシ）、ハゼリソウ科（ハゼリソウ）	○助成対象者 ・助成対象作物を出荷・販売する目的で生産する農業者 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○その他 ・適切な播種期(4～10月)に播種し、適切な肥培管理を行い、鋤込み(5～12月)を行うこと。 ・同一ほ場への連続支援は原則2年間までとする。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。